

## カード式貸金庫規定

2021年2月1日現在

### (反社会勢力との取引拒絶)

第1条 この貸金庫は、第13条3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は借用申込をお断りするものとします。

### (格納品の範囲)

- 第2条 カード式貸金庫（以下「貸金庫」といいます。）には、次に掲げるものを格納することができます。
- (1) 公社債、株式、その他の有価証券
  - (2) 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - (3) 貴金属、宝石その他の貴重品（ただし、壊れやすいものは、格納できません万一、き損した場合は当金庫では責任を負いません）
  - (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 2 当金庫は、前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

### (契約期間)

第3条 この貸金庫契約（以下、「本契約」といいます。）の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしないかぎり、本契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### (利用手数料)

- 第4条 貸金庫の利用手数料は、別表1の料金表により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用手数料に充当します。なお、当初契約期間の利用手数料は契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。
- 2 利用手数料は、第17条の規定に基づき変更することがあります。変更後の利用手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
  - 3 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの利用手数料を月割計算により返戻します。

### (鍵の保管)

第5条 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

### (カードの発行、暗証番号の届出等)

- 第6条 貸金庫の利用にあたっては、届出の印章によるカード式貸金庫カード発行依頼書を提出し、暗証番号を届出てください。当金庫は「貸金庫ご利用カード」（以下「カード」といいます。）を発行します。カードは借主自身が保管してください。
- 2 代理人は2名まで指定することができ、代理人を指定するときはその代理人の氏名住所および暗証番号をカード式貸金庫カード発行依頼書によって届出てください。この場合、当金庫は代理人が使用するカードを発行します。

### (開閉者の確認)

第7条 カード、暗証番号、正鍵により当金庫所定の手続きに則り貸金庫を開閉したものを借主（正当な契約者）とみなします。なお、この場合当金庫は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。

### (貸金庫の開閉等)

第8条 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が、正鍵を使用して行ってください。

- 2 貸金庫室への入室にあたっては、借主または代理人がカードを所定のカード読取機に挿入し、開庫は暗証照合機にカードを挿入し、届出の暗証番号を入力してください。
- 3 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- 4 利用後は、必ず内函を元の位置に戻し正鍵により施錠してください。  
それをなされなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 5 停電、機器の障害等によりカードによる暗証照合機の取扱ができないときは、当金庫所定の貸金庫開閉依頼書に借主または代理人の住所、氏名を記入し、カードとともに提出してください。

### **(届出事項の変更等)**

第9条 印章を失ったとき、または印章、名義、代表者、代理人、住所その他の届出事項の変更があったときは、直ちに書面によって当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵、またはカードを失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。

- 2 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### **(カード、鍵の喪失時等の取扱い)**

第10条 カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。

- 2 正鍵またはカードを失った場合またはき損した場合は、錠前、鍵の取替、カードの再発行に要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときには、直ちにこれに応じてください。

### **(暗証番号照合、印鑑照合等)**

第11条 カード照合機によりカードを確認し、カード照合機操作の際に使用された暗証番号と当金庫に届出の暗証番号との一致を確認して貸金庫の開閉を取扱いましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、第8条5項の場合に当金庫窓口においてカードを確認し、貸金庫開閉依頼書に記載事項と申し出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いました場合も同様とします。

- 2 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて開庫その他の取扱をしましうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

なお、使用される鍵ならびにカードについて、当金庫は確認する義務を負いません。

### **(損害の負担等)**

第12条 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。

このために生じた損害についても当金庫は責任を負いません。

- 2 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- 3 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

### **(解約等)**

第13条 本契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡してください。

なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱いします。

- 2 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。第3条により契約期間が更新されないときも同様とします。

- (1) 借主が利用手数料を支払わないとき
- (2) 借主について相続の開始があったとき

- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- (4) 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
- (5) 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (6) カードの改ざん、不正使用など、当金庫がカードの利用を不適当と認めたとき
- 3 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することにより本契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡してください。
- (1) この貸金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (2) 借主が貸金庫借用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (3) 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。
- ア. 暴力団
- イ. 暴力団員
- ウ. 暴力団準構成員
- エ. 暴力団関係企業
- オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- カ. その他前各号に準ずる者
- (4) 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- ア. 暴力的な要求行為
- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- オ. その他前各号に準ずる行為
- 4 第1項から第3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日、または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの属する月までの利用手数料相当額を、月割計算により支払ってください。
- この場合、第4条3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。
- なお、当金庫はこの不足額を明け渡しの日により第4条1項の方法に準じて、自動引落しすることができるものとします。
- 5 第1項から第3項の明け渡しりが3カ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- 6 利用手数料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。
- この場合、不足額が生じたときは当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

### (貸金庫の修繕、移転等)

第14条 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

### (緊急措置)

第15条 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

**(譲渡、転貸等の禁止)**

第 16 条 貸金庫の借用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

**(規定の変更等)**

第 17 条 当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以 上

<別表 1 > 料金表

種 類	規 格						利用手数料
第 1 種	高さ	70 mm	幅	252 mm	奥行	452 mm	9,900 円(税込)
第 2 種	高さ	120 mm	幅	252 mm	奥行	452 mm	13,200 円(税込)
第 3 種	高さ	170 mm	幅	252 mm	奥行	452 mm	19,800 円(税込)